

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年7月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 13件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 13件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600120号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600106号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社D支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年3月26日から昭和37年4月2日に訂正し、昭和37年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月26日から同年4月2日まで

私は、A社B支店に入社し、退職まで勤務していたが、E社F工場(現在は、C社G工場)へ転勤した際の厚生年金保険の記録がない。継続勤務していたことは間違いないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間にA社B支店に継続して勤務し(同社から関連会社のE社F工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の回答及び異動先のE社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月2日であることから判断して、昭和37年4月2日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間につい

て、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600144号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600107号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年12月25日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月25日

A事業所から平成25年12月25日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給料支払明細書、事業所から提出された平成25年分賃金台帳及び平成25年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において5万円の賞与の支払を受け、標準賞与額5万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月25日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月25日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600147号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600108号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年3月29日から昭和56年4月1日に訂正し、昭和56年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和56年3月29日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年3月29日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月29日から同年4月1日まで

昭和56年3月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和56年3月29日となっているため、昭和56年3月が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査して請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「昭和56年1月～3月支払明細書」(以下「明細書」という。)及び履歴書並びに複数の同僚の陳述により、請求者が昭和56年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の明細書により、請求期間において、14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額(14万4,024円)の支払を受け、13万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(5,963円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和56年3月29日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和56年3月29日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和56年3月29日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600139 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600110 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 24 万円から 30 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

平成 25 年度算定基礎届を提出する際、総支給額を記入し届出すべきところを誤って手取り額を記入し届出したため、実際の給与額と差異が生じ、平成 28 年 4 月 19 日に会社が訂正の届出を行った。しかし、請求期間については、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 25 年及び平成 26 年賃金台帳により、請求者は請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（24 万円）を超える報酬月額（30 万円）の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は、請求者に係る上述の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600140 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600111 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 16 万円から 20 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

平成 25 年度算定基礎届を提出する際、総支給額を記入し届出すべきところを誤って手取り額を記入し届出したため、実際の給与額と差異が生じ、平成 28 年 4 月 19 日に会社が訂正の届出を行った。しかし、請求期間については、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 25 年及び平成 26 年賃金台帳により、請求者は請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）を超える報酬月額（20 万円）の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額 20 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は、請求者に係る上述の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600141号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600113号

第1 結論

請求者のA社における平成25年9月1日から平成26年3月1日までの期間の標準報酬月額を14万2,000円から18万円に訂正することが必要である。

平成25年9月から平成26年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年9月から平成26年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年9月1日から平成26年3月1日まで

平成25年度算定基礎届を提出する際、総支給額を記入し届出すべきところを誤って手取り額を記入し届出したため、実際の給与額と差異が生じ、平成28年4月19日に会社が訂正の届出を行った。しかし、請求期間については、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成25年及び平成26年賃金台帳により、請求者は請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(14万2,000円)を超える報酬月額(18万円)の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額18万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は、請求

者に係る上述の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600155号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600115号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を25万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料につ

いても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600126号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600117号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月4日は43万円、平成20年12月5日は3万円とすることが必要である。

平成20年7月4日及び同年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月4日

② 平成20年12月5日

A社から育児休業期間中である平成20年7月4日及び同年12月5日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、年金額に反映されていない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の2008年7月分及び同年12月分の賞与に係る給与台帳から、請求者は請求期間①について43万800円、請求期間②について3万300円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間(平成20年5月15日から平成21年3月18日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、年金事務所に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る給与台

帳において確認できる賞与額から、平成 20 年 7 月 4 日は 43 万円、平成 20 年 12 月 5 日は 3 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600127 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600119 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 5 日

A 社から育児休業期間中である平成 20 年 12 月 5 日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、年金額に反映されていない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の 2008 年 12 月分の賞与に係る給与台帳から、請求者は請求期間について 36 万円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間（平成 20 年 8 月 23 日から平成 21 年 6 月 26 日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、年金事務所に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る給与台帳において確認できる賞与額から、36 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600016 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600120 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 17 年 5 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 17 年 5 月から同年 12 月までは 9 万 8,000 円から 22 万円、平成 18 年 1 月から同年 8 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円、平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 9 万 8,000 円から 20 万円、平成 19 年 1 月から同年 2 月までは 9 万 8,000 円から 22 万円、平成 19 年 3 月は 9 万 8,000 円から 20 万円とする。

平成 17 年 5 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 5 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 7 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 12 日
③ 平成 17 年 12 月 22 日
④ 平成 18 年 7 月 14 日
⑤ 平成 18 年 12 月 25 日

請求期間①について、A 社から支給された実際の給与額と比べて、標準報酬月額が低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑤までについて、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 17 年 5 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間につ

いて、請求者から提出された銀行の取引明細証明書、平成17年分から平成19年分までの市民税・県民税証明書及び複数の同僚から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を超える標準報酬月額（平成17年5月から同年12月までは22万円、平成18年1月から同年8月までは24万円、平成18年9月から同年12月までは20万円、平成19年1月から同年2月までは22万円、平成19年3月は20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年5月から平成19年3月までの期間について、上述の市民税・県民税証明書及び複数の同僚の給与明細書において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上述の市民税・県民税証明書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成17年4月7日から平成17年5月1日までの期間については、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した月であるところ、上述の取引明細証明書の振込額及び平成17年市民税・県民税証明書から判断して、当該期間の厚生年金保険料の控除が認められない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、平成17年4月7日から平成17年5月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①のうち、平成17年4月7日から平成17年5月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

請求期間②から⑤までについて、上述の取引明細証明書から、請求者は当該期間において賞与の支給があったことが認められるものの、複数の同僚の当該期間の賞与明細書によると、賞与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間②から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600034 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600122 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 16 年 2 月 5 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 16 年 2 月から平成 18 年 4 月までは 15 万円から 30 万円、平成 18 年 5 月は 15 万円から 17 万円、平成 18 年 6 月は 15 万円から 22 万円、平成 18 年 7 月は 15 万円から 26 万円、平成 18 年 8 月は 15 万円から 22 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 16 万円から 24 万円、平成 19 年 9 月から同年 12 月までは 18 万円から 30 万円、平成 20 年 1 月は 18 万円から 24 万円、平成 20 年 2 月から同年 8 月までは 18 万円から 30 万円、平成 20 年 9 月は 18 万円から 32 万円、平成 20 年 10 月及び同年 11 月は 18 万円から 28 万円、平成 20 年 12 月は 18 万円から 30 万円、平成 21 年 1 月は 18 万円から 19 万円、平成 21 年 2 月は 18 万円から 26 万円、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 18 万円から 22 万円、平成 21 年 5 月から平成 22 年 6 月までは 18 万円から 24 万円、平成 22 年 7 月及び同年 8 月は 14 万 2,000 円から 24 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 14 万 2,000 円から 22 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までは 10 万 4,000 円から 24 万円とする。

平成 16 年 2 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 2 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 31 日の標準賞与額を 10 万円、平成 19 年 12 月 31 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 31 日及び平成 19 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 31 日及び平成 19 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 11 月 21 日から平成 16 年 2 月 5 日まで
② 平成 16 年 2 月 5 日から平成 25 年 11 月 1 日まで
③ 平成 19 年 7 月
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 20 年 12 月

A社に平成 15 年 7 月に入社し、試用期間 3 か月の後に社会保険に加入したはずなので請求期間①について被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間②について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③から⑤までについて、A社から賞与を支払われたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②のうち、平成 16 年 2 月 5 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 16 年 2 月から平成 18 年 8 月までは 15 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 16 万円、平成 19 年 9 月から平成 22 年 6 月までは 18 万円、平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までは 14 万 2,000 円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までは 10 万 4,000 円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書、給与明細一覧及び預金通帳により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 16 年 2 月から平成 18 年 8 月までは 30 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 24 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 30 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 32 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 24 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 22 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までは 28 万円）はオンライン記録の標準報酬月額を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成 16 年 2 月から同年 6 月までは 38 万円、平成 16 年 7 月は 44 万円、平成 16 年 8 月から平成 17 年 8 月までは 38 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 4 月までは 36 万円、平成 18 年 5 月は 17 万円、平成 18 年 6 月は 22 万円、平成 18 年 7 月は 26 万円、平成 18 年 8 月は 22 万円、平成 18 年 9 月から同年 11 月までは 26 万円、平成 18 年 12 月は 32 万円、平成 19 年 1 月は 26 万円、平成 19 年 2 月は 30 万円、平成 19 年 3 月は 28 万円、平成 19 年 4 月は 32 万円、平成 19 年 5 月は 26 万円、平成 19 年 6 月及び同年 7 月は 34 万円、平成 19 年 8 月は 28

万円、平成19年9月は32万円、平成19年10月は30万円、平成19年11月及び同年12月は32万円、平成20年1月は24万円、平成20年2月及び同年3月は30万円、平成20年4月は32万円、平成20年5月は30万円、平成20年6月は34万円、平成20年7月及び同年8月は30万円、平成20年9月は32万円、平成20年10月及び同年11月は28万円、平成20年12月は30万円、平成21年1月は19万円、平成21年2月は26万円、平成21年3月及び同年4月は22万円、平成21年5月から平成24年8月までは24万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書、給与明細一覧及び預金通帳の振込額において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年2月から平成18年4月までは30万円、平成18年5月は17万円、平成18年6月は22万円、平成18年7月は26万円、平成18年8月は22万円、平成18年9月から平成19年8月までは24万円、平成19年9月から同年12月までは30万円、平成20年1月は24万円、平成20年2月から同年8月までは30万円、平成20年9月は32万円、平成20年10月及び同年11月は28万円、平成20年12月は30万円、平成21年1月は19万円、平成21年2月は26万円、平成21年3月及び同年4月は22万円、平成21年5月から平成22年8月までは24万円、平成22年9月から平成23年8月までは22万円、平成23年9月から平成24年8月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、平成16年2月から平成24年8月までの期間について、上述の給料支払明細書、給与明細一覧及び預金通帳の振込額において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給料支払明細書、給与明細一覧及び預金通帳の振込額において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成24年9月1日から平成25年11月1日までの期間については、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は10万4,000円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧により、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間③について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）により、請求者はA社から当該期間に係る賞与（10万円）の支払を受け、12万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書により確認できる賞与額から、10万円とすることが必要である。

請求期間④について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）により、請求者がA社から当該期間に係る賞与（20万円）の支払を受け、当該賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことが推認できる。

なお、請求期間③及び④に係る賞与の支給日については、上述の給料支払明細書（賞与）に記載はない上、当時の事務担当者は資料を保管していないため不明である旨を陳述しており、ほかに確認できる資料等もないことから支給年月の末日（請求期間③は平成19年7月31日、請求期間④は平成19年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成19年7月及び平成19年12月の請求者の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、雇用保険の記録から、請求者は請求期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主から、当該期間の社会保険の取扱いについて回答は得られず、請求者から提出された給料支払明細書によれば、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

請求期間⑤について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）により、請求者は、賞与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500847 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600123 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成14年7月1日から平成17年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成5年9月は24万円から26万円、平成6年10月は22万円から26万円、平成14年7月から平成15年3月までは20万円から26万円、平成15年4月から平成16年9月までは20万円から34万円、平成16年10月から平成17年7月までは20万円から32万円とする。

平成5年9月、平成6年10月、平成14年7月から平成17年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年9月、平成6年10月、平成14年7月から平成17年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月31日は2万1,000円、平成19年12月31日は2万1,000円、平成20年7月31日は1万4,000円、平成20年12月31日は1万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、平成19年12月31日、平成20年7月31日及び平成20年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月31日、平成19年12月31日、平成20年7月31日及び平成20年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成4年11月1日から平成22年4月1日まで
② 平成19年7月
③ 平成19年12月
④ 平成20年7月
⑤ 平成20年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、標準報酬月額を訂正して年金額に反映する記録に訂正してほしい。

また、請求期間②から⑤までの期間について、賞与記録がないので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成14年7月1日から平成17年8月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成5年9月は24万円、平成6年10月は22万円、平成14年7月から平成17年7月までは20万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成5年9月は26万円、平成14年7月から同年9月まで、平成15年9月から平成16年2月までの期間及び平成16年4月から同年8月までの期間は34万円）又は報酬月額に見合う標準報酬月額（平成6年10月は26万円、平成14年10月から平成15年6月まで、平成15年8月、平成16年9月、平成16年10月及び平成16年12月から平成17年3月までの期間は34万円、平成17年4月から同年7月までは38万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成5年9月、平成6年10月及び平成14年7月から平成15年3月までの期間は26万円、平成15年4月から同年6月まで、平成15年8月から平成16年2月までの期間及び平成16年4月から同年9月までの期間は34万円、平成16年10月及び平成16年12月から平成17年7月までの期間は32万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成5年9月、平成6年10月及び平成14年7月から平成15年3月までの期間は26万円、平成15年4月から同年6月まで、平成15年8月から平成16年2月までの期間及び平成16年4月から同年9月までの期間は34万円、平成16年10月及び平成16年12月から平成17年7月までの期間は32万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、平成15年7月1日から同年8月1日までの期間、平

成 16 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 16 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、請求者から提出された当該期間の給与所得の源泉徴収票並びに前後の期間に係る上述の給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から判断して、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20 万円）を超える標準報酬月額（平成 15 年 7 月及び平成 16 年 3 月は 34 万円、平成 16 年 11 月は 32 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 5 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 14 年 7 月 1 日から平成 17 年 8 月 1 日までの期間について、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 4 年 11 月 1 日から平成 5 年 9 月 1 日までの期間、平成 5 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日までの期間、平成 6 年 11 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日までの期間及び平成 17 年 8 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間については、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、A 社から当該期間に係る賞与（請求期間②及び③は 30 万円、請求期間④は 20 万円、請求期間⑤は 18 万円）の支払を受け、請求期間②及び③は 2 万 1,000 円、請求期間④は 1 万 4,000 円、請求期間⑤は 1 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②及び請求期間③は 2 万 1,000 円、請求期間④は 1 万 4,000 円、請求期間⑤は 1 万 2,000 円とすることが必要である。

また、請求期間②から⑤までに係る賞与の支給日については、上述の賞与明細書に記載はない上、事業主も賞与の支給日は不明である旨の回答をしており、ほかに確認できる資料等もないことから、支給年月の末日（請求期間②は平成 19 年 7 月 31 日、請求期間③は平成 19 年 12 月 31 日、請求期間④は平成 20 年 7 月

31日、請求期間⑤は平成20年12月31日)とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600138 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600124 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 7 月 31 日から昭和 47 年 8 月 1 日に訂正し、昭和 47 年 7 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月に C 社に入社し、何度かグループ会社への異動があったが平成 7 年 6 月末まで継続勤務した。昭和 47 年に A 社から D 社に異動した時の厚生年金保険の記録が空白となっているので、請求期間について記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の回答及び同社から提出された C 社の請求者に係る従業員名簿により、請求者は、請求期間当時、C 社の関連会社に継続して勤務し (A 社から D 社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 雇用保険の記録によると、A 社における離職日が昭和 47 年 7 月 31 日、D 社における取得日が昭和 47 年 8 月 1 日となっていること、ii) B 社の総務担当者は、異動に関する諸手続は各事業所に対応するが、異動決定については C 社が行う旨の陳述をしており、オンライン記録によると、同時期に C 社から D 社に異動した同僚 24 人について、C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 47 年 8 月 1 日となっていることから判断し

て、昭和47年8月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である昭和47年7月31日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料を充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500650号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600109号

第1 結論

昭和39年9月26日から昭和46年3月1日までの期間、昭和47年8月1日から昭和50年3月1日までの期間及び昭和50年3月26日から平成7年12月26日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びに喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和46年3月1日から昭和47年8月1日までの期間及び昭和50年3月1日から同年3月26日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年9月26日から昭和45年4月1日まで
② 昭和45年4月1日から同年5月1日まで
③ 昭和45年5月1日から昭和46年3月1日まで
④ 昭和46年3月1日から昭和47年8月1日まで
⑤ 昭和47年8月1日から昭和49年9月1日まで
⑥ 昭和49年9月1日から昭和50年3月1日まで
⑦ 昭和50年3月1日から同年3月26日まで
⑧ 昭和50年3月26日から同年4月1日まで
⑨ 昭和50年4月1日から同年8月1日まで
⑩ 昭和50年8月1日から昭和61年4月1日まで
⑪ 昭和61年4月1日から平成7年12月26日まで

私の提出する年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書、ねんきん特別便、パスポート、退職金明細書等により、i) 私が請求期間にA社に在籍していたこと、ii) 給与から保険料が控除されていたこと、iii) 私のA社本社から同社B国現地法人(C社)への転籍は虚偽であり、そのために厚生年金保険に加入させていないことは違法であること、iv) 私は平成7年12月までB国現地法人で勤務し

たがA社に在籍しており、本来は厚生年金保険の被保険者であるべき期間の一部について、社会保険事務所（当時）が十分な確認や同社への指導を行わず、「海外滞在期間」又は「任意加入しなかった期間」として記録したこと、v) 私の厚生年金保険の記録がある期間については、現地給与が含まれておらず、標準報酬月額が不当に低いことが証明できる。請求期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和39年9月26日から昭和46年3月1日までの期間（請求期間①、②及び③）について、A社から提出されたD出向者台帳及び請求者に係る退職金調書により、請求者は、A社に在籍し、当該期間において同社のB国現地法人（C社）に出向していたことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、昭和46年の春にA社の海外出向者給与規定が改正されるまでは、海外勤務者については、現地給与のみが支給され社会保険の加入対象ではなく、海外出向期間は、厚生年金保険の被保険者とならなかった旨回答している。

また、請求者は上述の期間の給与明細書を保管しておらず、A社には当時の厚生年金保険に関する資料が保存されていないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間のうち、昭和47年8月1日から昭和50年3月1日までの期間（請求期間⑤及び⑥）及び昭和50年3月26日から平成7年12月26日までの期間（請求期間⑧、⑨、⑩及び⑪）について、A社から提出された請求者の退職願、上述の退職金調書及び複数の同僚の回答から、請求者は、昭和46年10月31日に同社を退職し、上述のB国現地法人に転籍し、平成7年12月頃まで同法人に勤務していたことがうかがえるところ、E健康保険組合は、同社の関連企業に転籍した者については、健康保険組合への加入対象としない旨回答している。

また、請求期間のうち、昭和49年9月1日から昭和50年3月1日までの期間（請求期間⑥）及び昭和50年3月26日から同年8月1日までの期間（請求期間⑧及び⑨）について、複数の同僚が、請求者はA社F事業所で研修を受けていた旨回答しているところ、当時、上述のB国現地法人に事務部門の統括として出向していた同僚は、同法人主管課が、請求者の日本における研修期間の処遇に関し、同法人に在籍のままに出張処理規程により対応すると判断したことからA社への転籍はなかったと記憶している旨回答している。

さらに、A社から提出された請求者に係るG厚生年金基金加入員資格取得届及び喪失届によると、昭和46年3月1日に資格取得し、昭和47年8月1日に資格喪失した後、再び昭和50年3月1日に資格取得し、同年3月26日資格喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和49年8月から昭和50年8月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者）において、昭和50

年3月1日から同年3月26日までの期間に係る記録以外に請求者の名前はなく、欠番もない。

請求期間のうち、昭和46年3月1日から昭和47年8月1日までの期間及び昭和50年3月1日から同年3月26日までの期間（請求期間④及び⑦）について、請求者は、厚生年金保険の標準報酬月額に、A社の給与に加え、上述のB国現地法人から支払われた給与を含めてほしい旨主張しているところ、事業主は、海外勤務期間については国内勤務と仮定した給与を算出し、当該給与に基づく報酬月額を届出て社会保険の標準報酬月額とする慣行であり、現地法人から支払われた給与は当該報酬月額に含まない旨回答している。

また、複数の同僚は、A社における海外勤務期間中の給与は現地給与と国内給与があり、現地給与の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていなかったと思われる旨回答している。

さらに、G厚生年金基金加入員資格取得届及び喪失届から確認できる標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票、被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

なお、厚生年金保険に係る年金記録の訂正については、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針（平成27年厚生労働省告示第42号）により、訂正の根拠となる法律（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律）に基づき、請求期間に係る勤務及び請求期間当時に事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料について確認又は推認できる資料により判断することとなる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600123号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600112号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間においてA社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、複数の同僚は、A社から支給された賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨回答しているところ、当該同僚のうち、オンライン記録により当該期間の賞与記録がある同僚から提出された平成17年1月給与明細書によると、給与と「半期インセンティブ」が併せて支給されていることが確認できる。

しかしながら、A社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年1月分(2月25日支給)賃金データによると、「半期インセンティブ」の項目は「0」と記載されている上、当該清算人は、請求者の請求期間に賞与を支給していない旨回答している。

また、請求者から提出された平成17年1月給与明細書には「半期インセンティブ」の項目がなく、給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額は上述の賃金データの金額と一致しており、当該保険料は、請求者の平成17年1月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料であることが確認できるところ、請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票及び平成16年12月から平成17年11月までの給与明細書からは、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

さらに、A社の元事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600130 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600114 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月
請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間において A 社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、複数の同僚は、A 社から支給された賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨回答しているところ、当該同僚のうちオンライン記録により当該期間の賞与記録がある同僚から提出された平成 17 年 1 月給与明細書によると、給与と「半期インセンティブ」が併せて支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成 17 年 1 月給与 (2 月 25 日支給) 賃金データによると、「半期インセンティブ」の項目は「0」と記載されている上、当該清算人は、請求者の請求期間に賞与を支給していない旨回答している。

また、上述の賃金データには、厚生年金保険料の控除額の記載があるものの、当該控除額は請求者の平成 17 年 1 月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料であることが確認できる。

さらに、A 社の元事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600017号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600116号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年8月から平成4年12月まで

私は、請求期間にA社に勤務し、B業務に従事したが、厚生年金保険の記録がない。同社に勤務していたことは間違いないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の回答及び陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は死亡しており、同社の現在の事業主は、当時の資料は保存しておらず、請求者の勤務期間及び請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である旨の回答及び陳述をしている上、同社における請求者の雇用保険の記録が確認できないことから、請求者の勤務期間、請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は請求期間において、国民年金の被保険者であることが確認できる上、同期間の一部期間において、請求者の申請により国民年金保険料を全額免除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600038号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600118号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年2月26日から同年12月1日まで

私は、昭和49年2月26日にA社に入社し、同年4月頃に関連会社であるC社に出向した。同時期に入社した同僚には、請求期間の厚生年金保険被保険者記録があり、私だけがないことに納得ができない。出向期間中もA社から給与をもらっており、同社の社員であったことは間違いないので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の昭和49年4月分の給与明細に記載された勤務日数及び請求者と同時期にA社に入社したとする同僚の回答から、請求者が昭和49年2月頃から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者の昭和50年1月分以降の給与明細からは厚生年金保険料の控除が確認できるものの、昭和49年4月分から同年12月分までの給与明細からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の関連会社で、請求者が請求期間に出向していたとするC社はすでに解散しており、両社の当時の事業主は死亡している上、B社には請求期間当時の厚生年金保険に関する資料が保存されていないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600156号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600121号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年8月から平成19年4月まで

A社で勤務した請求期間について、実際に支払われた給与額と相違する
標準報酬月額が記録されている。請求期間の一部について、給与明細書等
を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された当該期間のうち平成10年8月
から平成19年3月までの期間に係る支給明細書、給与明細書、給与支給明
細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書(以
下「給与明細書等」という。)により、請求者は、当該期間においてA社か
らオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライ
ン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控
除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定に基づき標準報酬
月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの
は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の
報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら
の標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、上述の
給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準
報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特
例法による保険給付の対象に当たらず、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成19年4月について、請求者のA社における厚

生年金保険料控除は翌月控除であると認められるところ、請求者は平成 19 年 5 月分給与明細書等を保管しておらず、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは回答が得られないことから、平成 19 年 4 月に係る請求者の保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者の請求期間に係る標準報酬月額記録は、遡及して引き下げられているなど不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。